

国籍選択届

外国の国籍と日本の国籍を両方有する方（重国籍者）は22歳に達するまでに（20歳に達した後に重国籍になった場合は、重国籍になってから2年以内に）、どちらかの国籍を選択する必要があります。

国籍の選択をするには、自己の意思に基づいて、次のいずれかの方法により選択してください。

1. 外国の国籍を選択する場合

外国国籍を選択したことを証明する書面を添付の上、市区町村役場又は大使館・領事館に国籍喪失届を出してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/52sousitu.pdf>

2. 日本の国籍を選択する場合

大使館もしくは市区町村役場に「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する」旨の国籍選択届を出してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/49sentaku.pdf>

(必要書類)

・国籍選択届 2通

※ 国籍選択をしようとするものが15歳以上である時は本人が届出人となります。

※ 国籍選択をしようとするものが15歳未満の時は、その法定代理人が届出人となります。

・戸籍謄本 1通